

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第28号

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「規定する」の次に「市長公室に市長公室長、」を加え、「、局に局長及び課（保健センターを含む。以下同じ。）」を「及び課」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「部長」を「市長公室長、部長及び危機管理監（行政組織条例（平成5年条例第4号）第3条の危機管理監をいう。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、第8項を削り、第9項を第6項とし、第10項から第21項までを3項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。